

丸亀市安全安心まちづくり推進協議会委員公募要項

市では、犯罪、事故、災害等を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組んでいます。
このたび、「丸亀市安全安心まちづくり推進協議会」の委員を次のとおり募集します。

名称	丸亀市安全安心まちづくり推進協議会委員
目的	安全安心なまちづくりに関する情報を共有し、施策の実施に関する基本的事項を協議します。
応募資格	次の条件を全て満たす人 (1) 市内に居住または通勤、通学している人で、令和 8 年 5 月 1 日の時点で満 18 歳以上の人 (2) 平日の昼間に開催する審議会に出席できる人 ※ただし市議会議員及び市職員並びに 2 つ以上の市の審議会等の委員に委嘱されている者は除く
募集人員	2 人
募集期間	<u>令和 8 年 4 月 1 日 (水) ~16 日 (木)</u>
任期	2 年間 (令和 8 年 5 月 1 日~令和 10 年 4 月 30 日の予定)
開催回数	年 1、2 回程度
応募方法	応募用紙に必要な事項を記入のうえ、 <u>市生活環境課</u> まで提出してください。 ※応募用紙は丸亀市役所 (1 階情報公開コーナー、生活環境課)、綾歌・飯山市民総合センター、本島・広島市民センター及び市民交流センター (マルタス) に置いてあります。また、市ホームページからダウンロードもできます。 ※応募用紙の提出は、郵送、持参、FAX 又は E メールで受け付けます。郵送の場合は締切日必着、FAX・Eメールの場合は締切日 17 時時点の受信分までを有効とします。 ※応募用紙は返却いたしませんので、ご了承ください。
選考方法	応募用紙の応募動機や年代、性別などを選考委員会で総合的に審査して選考します。選考にあたっては次の評価項目に従い採点し、協議・決定します。 ・委員として参画する意欲や熱意 ・安全安心なまちづくりに対する考え方や知識 ・経歴や活動実績 ・年代、性別、地域性
選考結果	選考過程の説明責任の観点から、原則、応募者の年代、性別を、応募者全員に通知するとともに市ホームページで公表しますので、公開を希望しない項目については応募用紙の該当欄にチェックを入れてください。なお、委員に選任された方の氏名は、市ホームページで公表する委員名簿や議事録に掲載します。
その他	(1) 会議は原則公開し、内容は公表します。 (2) 委員には、本市の規定に基づき報酬をお支払いします。

【 応募先・お問い合わせ 】

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目 4 番 2 1 号
丸亀市 産業生活部 生活環境課
電話：0877-35-8891 (直通) FAX：0877-35-8893
Eメール：anzen-t@city.marugame.lg.jp